

安全データシート

作成日 1993年 4月 1日
改定日 2020年 3月 1日

1. 製品及び会社情報

製品名 : 塩酸
会社名 : 富山薬品工業株式会社
住所 : 鹿児島県鹿児島市西千石町 6 番 17 号
電話番号 : 099-222-8211
F A X 番号 : 099-225-0587

2. 危険有害性の要約

GHS 分類 : 金属腐食性物質：区分 1
急性毒性(経口)：区分 4
皮膚腐食性及び皮膚刺激性：区分 1
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性：区分 1
急性毒性(吸入；ミスト)：区分 4
呼吸器感作性：区分 1
特定標的臓器毒性(単回ばく露)：区分 1(呼吸器)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)：区分 1(呼吸器系、歯)
水生環境有害性(急性)：区分 1

GHS ラベル要素

絵表示又はシンボル :



注意喚起語 :

危険有害性情報 :

危険

金属腐食のおそれ
飲み込むと有毒
重篤な皮膚の薬傷及び目の損傷
重篤な眼の損傷
吸入すると有害
吸入するとアレルギー、喘息または、呼吸困難を起こすおそれ
臓器の障害(呼吸器系)
長期にわたる又は反復ばく露による呼吸器系、歯の障害
水生生物に非常に強い毒性

注意書き :

【安全対策】

他の容器に移し替えないこと。
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
取扱い後は手、顔などをよく洗うこと。
この製品を使用するときに、飲食または喫煙をしないこと。
屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
環境への放出を避けること。
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
【換気が十分でない場合】呼吸用保護具を着用すること。

【応急措置】

飲み込んだ場合：気分が悪い時は医師に連絡すること。
飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
皮膚(又は髪)に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚

を流水(又はシャワー)で洗うこと。
 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
 直ちに医師に連絡すること。
 気分が悪い時は医師に連絡すること。
 気分が悪い時は、医師の診察/手当てを受けること。
 口をすすぐこと。
 呼吸に関する症状が出た場合：医師に連絡すること。
 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
 物的被害を防止するためにも流出したものを吸収すること。
 漏出物を回収すること。

【保管】 施錠して保管すること。
 耐腐食性/耐腐食性内張りのある容器で保管すること。

【廃棄】 内容物/容器を国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。

他の危険有害性： 多くの金属を腐食して水素ガスを発生し、空気と混合して引火爆発することがある。塩基と激しく反応して腐食性を示し、酸化剤とも激しく反応して有害ガス(塩素)を生成する。
 空気と触れると、腐食性のヒューム(塩酸)を発生する。

3. 組織・成分情報

単一製品・混合物の区別	：	混合物（水溶液）
化学名又は一般名	：	塩化水素
別名	：	塩酸
濃度又は濃度範囲	：	35%
化学式又は構造式	：	HCl
分子量	：	36.46
CAS登録番号(CAS RN®)	：	7647-01-0
官報公示整理番号(化審法・安衛法)	：	(1)-215
危険有害成分	：	塩化水素

4. 応急処置

吸入した場合	：	被災者を直ちに空気の新鮮な場所へ移動する。 呼吸していて嘔吐がある場合は、顔を横向きにする。 呼吸が止まっている場合、又は呼吸が弱い場合には衣類を緩め、呼吸気道を確保した上で人工呼吸(又は、酸素吸入)を行う。 身体を毛布などで覆い、保温して安静に保ち、直ちに医師の手当てを受ける。
皮膚に付着した場合	：	直ちに汚染された衣類を全て脱ぐ。 皮膚を、流水・シャワーでよく洗う。 洗浄が遅れたり、不十分だと、皮膚の障害を生じるおそれがある。 直ちに医師の手当てを受ける。
眼に入った場合	：	直ちに水で15分間注意深く洗眼する。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外す。その後も洗浄を続ける。 洗浄が遅れたり、不十分だと、不可逆的な眼の障害を生じるおそれがある。 直ちに眼科医の手当てを受ける。
飲み込んだ場合	：	口をすすぐ。無理に吐かせない。 口をすすいだ後、直ちに医師の手当てを受ける。 被災者に意識のない場合は、口から何も与えてはならない。
予想される急性症状及び遅発性症状	：	眼、皮膚、気道に対して腐食性を示し、高濃度のガスを吸入すると、肺気腫を起こすことがある。この物質は、肺に影響を与え、慢性気管支炎を生じることがある。また、歯を侵食することがある。

- 応急措置をする者の保護 : 救助者は、ゴム手袋、安全ゴーグルなどの保護具を着用する。
救助者は、被災者に触れないようにして、手持ちのホースからの大量の水で有害物質を洗い落とす。
- 医師に対する特別な注意事項 : 特になし

5. 災害時の措置

- 消火剤 : 本製品は不燃性である。周辺火災に適した消火剤を使用する。
- 使ってはならない消火剤 : 情報なし
- 火災時の特有危険有害性 : 塩酸は、爆発性でも引火性でもないが、各種の金属を腐食して水素ガスを発生し、これが空気と混合して引火爆発することがある。
- 特有の消火方法 : 塩酸自体は、不燃性であるが、周辺火災の場合、以下の措置を行う。
火災発生場所の周辺には、関係者以外の立ち入りを禁止する。
危険なく対処できる時は、燃焼の供給源を速やかに止める。
移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。
容器、周辺の設備などに散水して冷却する。
消火活動は、可能な限り風上から行う。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業の際は、状況に応じた保護具(例えば、耐熱手袋、ゴーグル型保護眼鏡、空気呼吸器)を必ず着用する。
燃焼または高温によりゆうどくなガス(塩化水素)が生成するので、呼吸保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 漏れた場所の周辺から人を退避させると共に、危険性、有害性を知らせる。
漏出した場所の周辺にロープを張るなどをして、関係者以外の立ち入りを禁止する。
作業の際は、保護具を着用し、飛沫などが皮膚に付着しないように、またガスを吸入しないようにする。
風上から作業し、風下の人を退避させる。
- 環境に対する注意事項 : 悪臭、有害性、又は刺激性が強いため、周辺の住民に漏洩が起きたことを通知するなどの適切な措置を行う。
製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさないように回収などの措置を講ずる。処理の際、濃厚な廃液が下水溝、河川、田畑などへ流入しないように注意する。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材 : 少量の場合には、乾燥砂、土、おがくず、ウエスなどに吸収させて、密閉できる耐腐食性の空容器に回収する。
大量の場合には、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。
本製品は強酸であるため、徐々に注水してある程度希釈した後、消石灰、ソーダ灰などで中和し、多量の水で洗い流す。
濃厚な廃液を下水溝、表流水、地下水に流してはいけない。
- 二次災害の防止策 : 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
危険なく対処できる場合は、漏出源を遮断し、漏れを止める。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い
- 技術的対策 (局所排気・全体排気) : 作業は、局所排気内、又は全体排気のある場所で取扱う。
取扱い場所の周辺での火気、スパーク、高温物の使用は禁止する。
みだりにミスト、ヒュームが発生しないように取扱う。
吸入、皮膚への接触を防ぎ又、目に入らないように適切な保護具を着用する。
取扱い場所の近くには、手洗い、洗眼などの設備を設け、取扱い後には、顔などをよく洗う。
- 安全取扱い注意事項 : 酸性なので、アルカリ性の製品との接触を避ける。
鉄などを錆びさせるため、設備には防錆加工が必要である。
金属と反応するため、適切な材質を選定する。

接触回避	: 「10. 安定性及び反応性」を参照。
衛生対策	: アルミニウム、すず、亜鉛等の金属を腐食し、水素ガスを発生する。
保管	: この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしない。
安全な保管条件	: 直射日光を避け、換気の良い冷暗所に保管する。 密栓した容器に保管する。 アルカリと一緒に保管してはならない。 施錠できる場所に保管する。 法規に規定された基準に従って保管する。
安全な容器包装材料	: 腐食性が強いので、鋳鉄製の物はしようできない。 ゴムライニングの鉄製タンク、FRP製タンク又はポリエチレン製容器に保存する。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度	
許容濃度	
日本産業衛生学会勧告値 (2015年版)	: 最大許容濃度 2 ppm (3.0 mg/m ³)
米国産業衛生専門家会議 (ACGIH)(2015年)	: TLV-STEL (天井値) 2 ppm
設備対策	: 取扱い場所には、全体換気設備を設置する。 密閉された装置、機器又は、局所排気装置を使用する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設け、その位置を明瞭に表示する。
保護具	
呼吸器の保護具	: 酸性ガス用防毒マスク、送気マスク、空気呼吸器等
手の保護具	: 耐酸性手袋
目の保護具	: 保護眼鏡、ゴーグル、保護面
皮膚及び身体の保護具	: 安全帽、保護服、保護前掛け、保護長靴
特別な注意事項	: 特になし

9. 物理的及び化学的性質

形状	: 液体
色	: 無色又は淡黄色透明
臭い	: 刺激臭
臭いのしきい(閾)値	: 1-5 ppm
PH	: 酸性
融点/凝固点	: -34℃(濃度 35%)
沸点、初留点及び沸騰範囲	: 残留液 58℃、留出液 108℃ (濃度 35%)
引火点	: 不燃性
蒸発速度(酢酸ブチル=1)	: データなし
燃焼性(固体、気体)	: 不燃性
燃焼又は爆発範囲	: 不燃性
蒸気圧	: 1.41 kPa (20℃、濃度 30%)
蒸気密度	: データなし
比重(相対密度)	: 1.18 (15℃、濃度 35%)
溶解性	: 水に完全に溶解する
n-オクタノール/水分配係数	: log P _{ow} = -0.25
自然発火温度	: 不燃性
分解温度	: データなし
粘度	: データなし
その他のデータ	: 特になし

10. 安定性・反応性

反応性	: この製品自体は不燃性であり、それ自身は燃えない。 酸化剤と激しく反応し、有毒なガス(塩素)を生成する。
-----	--

化学的安定性	:	アルカリと激しく反応して発熱し、腐食性を示す。 クロム塩酸、過マンガン酸塩、過硫酸塩と反応して塩素を発生する。また、 金属の過酸化化物と反応して、その塩化物と塩素を発生する。 強酸性水溶液で、多くの金属と反応して、塩化物と水素ガスを生成する。
危険有害反応可能性	:	通常の状況下では、安定である。 加熱により、塩化水素ガスが発生する。
避けるべき条件	:	強酸性水溶液で、金属と反応することで発生する水素は、空気と混合して爆 発性混合気体を生ずる。
混触危険物質	:	混触危険物質との接触
危険有害な分解生成物	:	塩基、酸化剤、金属
その他	:	塩素、塩化水素、水素 特になし

1.1. 有害性情報

【本品についてのデータはないため、塩化水素ガス(CAS RN®: 7647-01-0)100%の情報を示す】	
急性毒性(経口)	: ラット 経口 LD ₅₀ =238-277 mg/kg[区分3] これに対して、塩酸(30-38%濃度)においては、混合物の成分に基づく分類を 適用した結果(加算式換算値: 30%濃度ではLD ₅₀ =793-923 mg/kg、38%濃 度でLD ₅₀ =626-729 mg/kgより[区分3])
急性毒性(経皮)	: ウサギ 経皮 LC ₅₀ >5,010 mg/kg[区分外]
急性毒性(吸入; 気体)	: ラット 吸入 LC ₅₀ (4tr 換算値)=1,411 ppm(ガス)[区分3] これに対して、塩酸(30-38%濃度)は、GHS のていぎでは液体に該当するので、 「分類対象外」
急性毒性(吸入; 蒸気)	: データなし
急性毒性(吸入; じん)	: データなし
急性毒性(吸入; ミスト)	: 塩化水素のエアゾールのデータ、ラット LC ₅₀ (1hr)=1.68 mg/L これに対して、塩酸(30-38%濃度)においては、上記数値の4hr 換算値 0.42 mg/L から、混合物の成分に基づく分類を適用した結果(加算式換算値: 30%濃度ではLC ₅₀ =1.4 mg/L、38%濃度ではLC ₅₀ =1.1 mg/L)より、[区 分4]とした。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	: ヒト 潰瘍や熱傷の報告がある。[区分1] ラット、マウス 5~30 分のばく露により皮膚の変色を伴う潰瘍を生じた。[区 分1] ウサギ 1-4hr ばく露により腐食性を認めた。[区分1] ヒト 弱い~強い皮膚刺激性の報告がある。[区分1]
眼に対する重篤な損傷又は刺激性:	ヒト 塩酸(液)により永続な損傷や失明の恐れがあるとの報告がある。[区分 1]
呼吸器感作性・皮膚感作性	
呼吸感作性	: 以下の理由から塩化水素は、呼吸器感作性に関して[分類できない]とする。 ・塩化水素は、反応性気道機能障害症候<REDS>を引き起こす物質又は、刺 激物質誘導喘息物質として知られる。この種の喘息は、感作性を持つアレルギー 性職業喘息とは異なる為、塩化水素は「感作」プロセスのない非アレルギー 喘息因子である。 ・他方、日本職業・環境アレルギー学会特設委員会にて作成された職業性ア レルギーに関するリストでは、その根拠となったと思われる国際喘息ガイド ライン<GINA>の塩化水素に関する情報でも RADS としているため、塩化水 素は呼吸器感作性物質ではない。 ・米国産業衛生専門家会議<ACGIH>は、塩化水素を起動感作性であるとす るデータは十分ではないとして、「感作性」があるとはしていない。 ・欧州 CLP 規則附属書 VI の Annex(危険物リスト)において、塩化水素は収 載されているが、呼吸器感作性に関しては指摘がない。すなわち、欧州では、 塩化水素を呼吸器感作性とはしていない。
皮膚感作性	: ヒトおよび動物で、以下の報告がある。 モルモット Maximization Test 陰性 マウス Ear Swelling Test 陰性 ヒト 感作誘導後 10~14 日に適した試験において誰も陽性反応を示さな かった。

生殖細胞変異原性(変異原性)	: in vivo 試験はショウジョウバエを用いた伴性劣性致死試験の陽性結果のみしか得られなかった[分類できない]
発がん性	: IARCにより Group 3 (1992年)、AGCIHにより A4 (2003年)に分類されている。ラット又はマウスの発がん性試験では発がん性を示唆する証拠はない。ヒトの疫学調査でも多くは、がん発生と塩化水素ばく露との関係に不定的である。
生殖毒性	: マウス、ラット 複数の妊娠期投与試験において、児動物の発生に対する影響は認められない。また、親動物の性機能、生殖能力に対する影響についても見解がない。[分類できない]
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: ヒト 吸入ばく露により呼吸困難、咽頭炎、気管支炎、気管支収縮、肺炎などの症状を呈し、上気道の浮腫、炎症、壊死、肺水腫が報告されている。動物試験 粘膜壊死を伴う気管支炎、肺の浮腫、出血、血栓など、肺や気管支に形態的障害を伴う毒性影響がガイダンス値の区分1の範囲で認めた。[区分1(呼吸器系)]
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: ヒト 反復ばく露の結果、浸食による歯の損傷を訴える報告が複数ある。さらに慢性気管支炎の発生頻度増加の報告もある。[区分1(歯、呼吸器系)]
吸引性呼吸器有害性	: 塩化水素は気体であるため、GHS分類対象外であるが、塩酸(塩化水素溶液)の蒸気にはばく露したり、飲み込んだ塩酸を気道に吸引した場合には、化学性肺炎を起こす可能性がある。[区分1]
その他	: 特になし

1 2. 環境影響情報

【本品についてのデータはないため、塩化水素ガス(CAS RN® : 7647-01-0)100%の情報を示す】

生体毒性	
水生環境有害性(短期)	: 区分1
魚毒性	: マス LC50 (96hr) 7.45 mg/L (pH 4.12、硬水) LC50 (96hr) 10.3 mg/L (pH 3.98、硬水) ブルーギル LC50 (96hr) 55.1-30.9 mg/L (pH 3.25-3.5) 金魚 LC50 178 mg/L
その他	: イソガニ LC50 (48hr) 240 mg/L オオミジンコ LC50 (48hr) 0.492 mg/L (pH 5.3)
水生環境有害性(長期間)	: 水溶液が強塩基となるのが毒性の要因と考えられるが、環境水中では緩衝作用により毒性影響が緩和される。また塩化水素の logPow=0.25 より、区分外とした。
残留性/分解性	: 情報なし
生体蓄積性	: 情報なし
土壌中の移動性	: 情報なし
オゾン層破壊物質	: 当該物質はモントリオール議定書の附属書に記載されていない。
他の有害影響	: 情報なし

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物	: 毒性および劇物の廃棄方法に関する基準に従って、無害化してから廃棄する。都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託し、関係法令を遵守して適正に処理する。
汚染容器及び包装	: 容器は清浄にしてリサイクルするか、関係法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去した後に処分する。

1 4. 輸送上の注意

国際規制	
[海上規制情報]	: IMOの規定に従う
UN No.	: 1789
Proper Shipping Name	: HYDROCHLORIC ACID

Class	: 8 (Corrosive Substance)
Packing Group	: II
Marine Pollutant	: Applicable
[航空規制情報]	I C A O / I A T Aの規定に従う
UN No.	: 1 7 8 9
Proper shipping Name	: HIDROCHLORIC ACID
Class	: 8 (Corrosive Substance)
Packing Group	: II
国内規制	
[陸上規制情報]	: 毒物劇物取締法、道路法の規定に従う。
[海上規制情報]	: 船舶安全法の規定に従う。
国連番号	: 1 7 8 9
品名	: 塩酸
クラス	: 8 (腐食性物質)
容器等級	: II
海洋汚染物質	: 該当
[航空規制情報]	: 航空法の規定に従う。
国連番号	: 1 7 8 9
品名	: 塩酸
クラス	: 8 (腐食性物質)
容器等級	: II
特別な安全対策	: 容器の破損、漏れがないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。 毒性がある為、積載する時には、保護具を装着する。 法規に規定された基準に従って輸送する。 移送時にイエローカードの携行が必要である。
緊急時応急措置指針番号	: 1 5 7

15. 適用法令

労働安全衛生法	: 特定化学物質第3類物質(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第6号) 腐食性液体(労働安全衛生規則第326条) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
労働基準法	: 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号)
毒物及び劇物取締法	: 劇物(指定令第2条)
消防法	: 貯蔵等の届出を要する物質(法第9条の3・危険物令第1条の10六別紙2) 塩化水素36%を超えるもの
大気汚染防止法	: 特定物質(法第17条第1項 政令第10条) 排出規制物質(有害物質)(法第2条第1項3、政令第1条)
土壌汚染防止法	: 該当しない
水質汚濁防止法	: 指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)【5 塩化水素】
海洋汚染防止法	: 有害性物質(Z類物質)(施行令別表第1)
船舶安全法	: 腐食性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)
港則法	: その他の危険物・腐食性物質(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
航空法	: 腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)
道路法	: 車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
悪臭防止法	: 該当しない
化学物質管理促進法(PRTR法)	: 該当しない
化学物質の規則によるオゾン層の保護に関する法律	: 該当しない
外国為替及び外国貿易法	: 輸出貿易管理令別表第1の16の項【HS2806.10】 輸出貿易管理令別表第2(輸出の承認)
麻薬及び向精神薬取締法	: 麻薬向精神薬原料(法別表第4(9)、指定令第4条)

食品衛生法 : 食品添加物品のみ適用(指定添加物)

16. その他情報

参考文献

1. 日本産業衛生学会誌 (2015) 許容濃度の勧告
2. ACGIH TLVs and BEIs Based on Documentation of the Threshold Limit Values for Chemical Substances and Physical Agents&Biological Exposure Indices(2015)
3. ソーダ技術ハンドブック(446-448 頁、日本ソーダ工業会編、2009)
4. 危険物ハンドブック (ギユンター・ホンメル編、1991)
5. 化学防災指針 (日本化学会編、丸善、1996)
6. OECD:SIDS Initial Assessment Report(2002)
7. National Academies Press(US) ; 2004
8. 欧州 CLP 規則付属書VI (2009)
9. HSDB : Hazardous Substances Data Bank(NLM;2007)
10. GHS 混合物分類判定システム(Ver. 3)経済産業省
11. 化学品法規制検索システム 日本ケミカルデータベース(株)
12. GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報 厚生労働省
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx
13. 国連 GHS 文書改訂 7 版(危険有害性情報及び注意書きコード)

この安全データシートは、各種の文献等に基づいて作成していますが、必ずしもすべての情報を網羅しているものではありません。また、作成の時点においての知見によるものです。注意事項は通常の取扱いを対象としたもので、特殊な条件下で使用する場合は、その環境に応じて安全対策を講じてください。含有量、物理/化学的性質、危険有害性などの記載内容は、情報提供であり、いかなる保証もするものではありません。